

令和4年第2回

高森町議会 6月定例会会議録

令和4年6月10日開会

令和4年6月17日閉会

高 森 町 議 会

6月10日（金）
（第1日）

令和4年第2回高森町議会定例会（第1号）

令和4年6月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 後藤 巖君

2 番 津留 智幸君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（8日間）

自 令和4年6月10日

至 令和4年6月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月10日（金）	本会議	議案審議
6月13日（月）	本会議	一般質問
6月14日（火）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
6月15日（水）	”	議会運営委員会 議会広報特別委員会 水資源対策特別委員会 地方再生特別委員会
6月16日（木）	”	
6月17日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 5 同意第 5号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 6 同意第 6号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

- 日程第 7 報告第 1 号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第 38 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第 39 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 10 議案第 40 号 津留辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について
- 日程第 11 議案第 41 号 野尻辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第 42 号 熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の制定について
- 日程第 13 議案第 43 号 高森駅公園野外ステージ条例を廃止する等の条例について
- 日程第 14 議案第 44 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 45 号 令和 4 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 46 号 令和 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 47 号 令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 48 号 令和 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 19 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | | | |
|--------|---------|--------|------------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 総務課長 | 馬原 恵介 君 |
| 教育長 | 佐藤 増夫 君 | 健康推進課長 | 住吉 勝徳 君 |
| 生活環境課長 | 津留 大輔 君 | 会計課長 | 今村 親助 君 |
| 政策推進課長 | 岩下 雅広 君 | 住民福祉課長 | 阿蘇品 かおり さん |

税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	後藤 一寛 君
建 設 課 長	岩下 徹 君	建設課審議員	高崎 康誌 君
T P C事務局長	二子石 誠 君	教育委員会審議員	緒方 久哉 君
教育委員会審議員	村上 純一 君	住民福祉課審議員	石田 昌司 君
建設課審議員	石橋 良介 君	農林政策課長補佐	土井谷 顕 君
税務課長補佐	法花津 和明 君	総 務 係 長	馬原 孝平 君
財 政 係 長	木村 允哉 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	荒牧 久 君	議会事務局係長	篠田 江吏子 さん
--------	--------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、6月1日付けで総務課、山本審議員に辞令が交付されておりますので、自己紹介をお願いします。

○総務課審議員（山本國雄君）おはようございます。今月から総務課で審議員として勤務しております山本國雄と申します。

私は、3年前に県の教育委員会の教育理事を最後に定年退職いたしまして、熊本城の近くにごございます熊本県伝統工芸館で館長として先月末まで勤務をしておりました。今回御縁がありまして、県内のたくさんある市町村の中でとても注目をされております高森町で勤務することができましてとても光栄に存じます。微力ではございますが、これまでの経験を生かして精一杯頑張っておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君）ありがとうございました。

まずもって、お願いをいたします。発言される際におきましては、マスクを外して発言をよろしくお願いをいたします。

続きまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

本日、令和4年高森町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれまして大変御多忙の中、御参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

はじめに、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、様々な対策に御協力をいただいていることに関しまして、これがかなり長くなっていることに関しまして御礼を申し上げたいと思います。

国が示す4回目のワクチン接種ということでもあります。通知も来ておりますが、本町では7月下旬から、希望者ですね、60歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方を対象に実施をするという予定としております。

また、一番それと同時に心配されるのが梅雨入りのことでございます。かなり気象庁の事前の予想とは違い、梅雨入りがまだしておりません。災害が起きやすい季節となっております。今年度も専門の防災官を2名配置し、万全の体制で災害予防対策に挑んでまいりたいというふうには考えております。

しかしながら、やはり一人一人の住民の方が気象情報を気にかけていただき、県や町、そして国からの情報を確認していただくことが一番大事なかなというふうに考えているところでございます。

また、公民館の改修、それと新築等がこの令和4年度の梅雨入りにかかりのりとこ

ろが間に合ったというところに関しましては、地域の皆様に御協力いただいたことに関しまして御礼を申し上げたいと思います。

それと、南阿蘇鉄道の全線開通や都市圏乗り入れに関しましては、順調に工事等も進んでいるところでございます。1点、工事に関してなかなか資材等の問題がありまして、南鉄の工事の中で、少しの変更ではございますが、国や県とお話をしながらできるだけ工期に間に合うように進めていきたいというふうに考えているところであります。現時点では、工期内で終わるというところでございます。

また、先ほど県の多くの要職を務められました山本國雄さんの御就任の御挨拶を御本人がなされました。企画だったり政策ですね、審議官、そして教育委員会、県教委では、事実上のナンバー2というところの要職を多々こなされて、県の伝統工芸館の館長をなされておりました。大変行政経験が広く、そして深い方でございます。ぜひ、若い職員には大変勉強になるのではないかなというふうに思っておりますので、議会の皆様もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、県立高森高校のマンガ科の新設等を来年度に控え、本年度は開校に向けた準備や事業を実施してまいりますので、今後とも議員の皆様、OBの皆様、町民の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に御提案します案件は、同意3件、報告1件、補正予算などの議案11件、合計15件でございます。よろしく御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおりに行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番後藤巖君、2番津留智幸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、5月10日に行われました議会運営委員会において、本日から17日までの8日間と決定しておりますが、これに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（佐伯金也君）日程第3、諸般の報告を議題とします。

3月定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員からお願いいたします。

はじめに、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君）おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして報告いたします。

令和4年第2回高森町議会定例会の開会にあたり、5月10日に委員会を開催。会期につきまして協議し、会期はただいま決定いただきましたとおり、6月10日から6月17日までの8日間の会期とし、13日に一般質問、14日に各常任委員会、15日に特別委員会を開催することとしました。また、2回目の議会運営委員会を6月7日に開催することとし、一般質問の通告期限は6月3日の正午までと決定しました。6月7日に2回目の委員会を開催しました。一般質問の取り扱いについて協議し、期限までに通告があった3名の議員の一般質問順につきましては、議会運営基準に基づき、通告順によって1番後藤三治君、2番立山広治君、3番後藤巖君と決定しました。なお、質問時間は答弁時間を含め1時間であります。

次に、議案の取り扱いについて協議しました。同意第4号から第6号、懲戒審査委員会委員の選任につきましては本日採決、報告第1号、繰越計算書の報告につきましては、報告を受け質問があれば質問していただくことにしました。議案第38号、事務組合の規約の一部変更、議案第39号、広域行政不服審査会共同設置規約の変更につきましては本日採決、議案第40号、議案第41号の辺地に係る公共施設の整備計画の策定、及び議案第42号、基金設置条例の制定については総務文教常任委員会付託、議案第43号の条例の廃止、議案第44号の条例の一部改正については本日採決、議案第45号、一般会計補正予算につきましては各常任委員会付託、議案第46号から48号までの各特別会計補正予算については産業厚生常任委員会に付託することとしました。

以上、第2回高森町議会定例会の開会にあたって、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容の報告といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）総務文教常任委員会からの報告事項はありません。

○議長（佐伯金也君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、本田生一君。

○産業厚生常任委員長（本田生一君）8番、本田です。産業厚生常任委員会は、今回は開催をいたしておりません。以上、報告します。

○議長（佐伯金也君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）4番、牛嶋です。議会広報委員会を例年どおり、毎回同じ協議等を繰り返しております、今回は表紙にサクラミチのほうを持って行きまして、毎回表紙等の写真等に苦勞しているという内容でございます。内容といたしましては、例年毎回同じような回答でやっておりますので、今回特別にあったのはなかったと思います。今後も皆さんに読みやすい、わかりやすい情報を掲載してお届けしたいと思っておりますので、今後ともよろしく御協力をお願いしたいと思います。以上、報告を終わります。

○議長（佐伯金也君）次に、監査委員の報告をお願いします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山でございます。監査委員から諸般の報告を申し上げます。

4月19日及び5月24日に例月出納検査を実施しましたので、結果を御報告申し上げます。一般会計、特別会計6会計の出納状況、13基金に属する現金の出納状況及び運用状況、歳入、歳出ほか現金の出納保管状況等を古庄代表監査委員と監査をしたところ、いずれもおおむね適正に処理されておりましたが、一部の支出命令書において請求印の漏れや、請求日と会計年度の整合性が取れていないものが見受けられましたので、今後十分注意し適切に処理するよう指示いたしました。

なお、資金前途概算払い整理簿を活用し、精算の遅延防止に努めるよう重ねて指示いたしました。

また、出納閉鎖期間であり、未請求、未払い等がないようチェック体制を強化し、適正な予算執行に努められるよう指導しております。

以上が監査委員からの諸般の報告といたします。

○議長（佐伯金也君）以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（佐伯金也君）日程第4、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任に

ついてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております江藤明德氏の委員としての任期が今年6月30日をもって満了となります。江藤氏は、平成17年7月に選任され、以来約16年の長きにわたり御尽力、御協力いただいております。このことに対して深く感謝の意を表する次第です。

今回、その後任として渡邊博実氏を高森町職員懲戒審査委員会委員に選任するものです。同氏は、町の消防団長も歴任され、人格識見高く市町村職員懲戒審査委員会委員として適任者であります。なお、委員会委員の選任については、地方自治法施行規定第16条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものです。よろしく御審議いただき、御賛同いただけますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件については同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第5 同意第5号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（佐伯金也君）日程第5、同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております山邊健二氏の委員としての任期が今月6月30日をもって満了となります。山邊氏は、平成26年7月に選任され、以来約8年の長きにわたり御尽力、御協力いただいております、このことに関し深く感謝の意を表する次第です。

今回、その後任として吉良充展氏を高森町職員懲戒審査委員会委員に選任するものです。同氏は、高森町商工会の要職を務められており、人格識見高く市町村職員懲戒審査委員会委員として適任者であります。なお、委員会委員の選任については、地方自治法施行規定第16条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものです。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第6 同意第6号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（佐伯金也君）日程第6、同意第6号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで、農林政策課長、後藤一寛君につきましては、本人案件となりますので一時退場をお願いいたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第6号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております服部信一郎氏が3月31日付けで高森町を退職されております。今回その後任として、後藤一寛氏を

高森町職員懲戒審査委員会委員に選任するものです。同氏は、本町職員として市町村職員懲戒審査委員会委員に適任者であります。同委員の選任については、地方自治法施行規定第16条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから同意第6号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第6号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第4号について、年数の訂正をさせていただきたいと思えます。大変申し訳ございません。江藤明德氏の委員としての任期が今年6月30日をもって満了となります。江藤氏は、平成18年でございます。平成17年というふうに私が言ってしまいましたので訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐伯金也君）訂正方よろしくお願ひをいたします。

それでは、農林政策課長、後藤一寛君につきましては、議場への入場を許可します。

農林政策課長、後藤一寛君におきましては、ただいま高森町職員懲戒審査委員会委員について同意を得ましたので報告をいたします。

-----○-----

日程第7 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（佐伯金也君）日程第7、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）おはようございます。

報告第1号で御提案いたしました繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明をいたします。

令和3年度の一般会計予算の繰越明許費は、次のページにあります令和3年度高森町繰越明許費繰越計算書のとおりで、令和4年度に事業を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

本年度への繰り越しにつきましては、いずれも令和3年度当初予算から補正予算第16号について報告をしている事業でございます。総額2億6,981万4,000円となっております。なお、昨年度繰越額と比較しますと1億5,785万5,000円の減となっております。

主な事業につきましては、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発工事や地籍調査経済対策事業、河川浚渫事業等でございます。各事業とも早期の着工を心がけ、早期完了を図ってまいります。

以上、報告といたします。

○議長（佐伯金也君）報告ではございますが、冒頭申し上げたとおり質問があれば受けたいと思います。質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）1番、後藤です。先ほど総務課長のほうより明細をいただきました。その中で1点お尋ねしたいことがございます。河川費として5件上がってきております。この河川浚渫の工事ということで上がってきているかと思うんですけども、整備事業も含めて上がってきているかと思いますが、例えばこの河川の工事、これを選定するにあたって建設課のほうでどういう基準で、例えばどういう順序でこの河川を選定されたかということの説明をいただけたらと思います。建設課長、よろしく願いいたします。

○議長（佐伯金也君）建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）おはようございます。

後藤巖議員から河川の浚渫につきまして、選定の基準あるいは順序についてということで御質問いただきました。特に選定の基準等はございません。地域の方、あるいは駐在員さん、あるいは議員さん、そういった方々からの御相談をいただきまして、私どもが現地を確認し、そして必要な場所であると、浚渫、いわゆる河川に堆積した土砂の撤去ですね、これが必要であるというふうに判断したところは浚渫事業で有利な起債を活用させていただいてするようにしております。また、順序につきましても御相談があった件数、必要な箇所と判断したところは全てやるようにしておりますので、順序についても同一ということで考えております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1 番、後藤巖君。

○1 番（後藤巖君） はい、ありがとうございます。

冒頭の挨拶で町長のほうも、今年の梅雨はという話も出ました。そして九州北部豪雨災害の今年は十年目となります。そういうところも踏まえて、今後より一層地域の住民の安全を守るために、現地視察も兼ねながら順序を決めてしていくというかたちをとっていただきたいと思います。ハザードマップよりとか、例えば当然、現地駐在員さんとかの情報というのが一番身近ではあると思いますけれども、そういうところでしっかり現地を確認していただいた上で工事のほうを進めていただけたらと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） これで、報告第 1 号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了します。

-----○-----

日程第 8 議案第 3 8 号 熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（佐伯金也君） 日程第 8、議案第 3 8 号、熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君） 議案第 3 8 号で御提案いたしました熊本縣市町村総合事務組合格約の一部について、提案理由の説明を申し上げます。

市町村は、その事務の一部を共同処理するために総合事務組合を組織化しておりますが、機構団体である小国町ほか 1 ヲ町、公立病院組合が、小国郷公立病院組合へと名称を変更したため、熊本縣市町村総合事務組合格約の一部を変更する必要があります。地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要があることから御提案を申し上げるものでございます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 8 号、熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更についてを採

決します。

本案は原案のとおり決定することについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第38号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第39号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

- 議長（佐伯金也君）日程第9、議案第39号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

- 総務課長（馬原恵介君）議案第39号で御提案いたしました熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

現在広域行政不服審査会を共同設置しているところですが、共同設置する地方公共団体に新たに山鹿市が加入することに伴い規約を変更する必要があり、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があることから御提案申し上げるものでございます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第39号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第39号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共

同設置規約の変更については、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 津留辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について

日程第11 議案第41号 野尻辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について

○議長（佐伯金也君） 日程第10、議案第40号、津留辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について、日程第11、議案第41号、野尻辺地に係る公共的施設の整備計画の策定については関連議案でありますので、一括して提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） 議案第40号及び議案第41号で御提案いたしました津留辺地及び野尻辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について御説明いたします。

これらの整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づき御提案するものでございます。

今回新たに辺地計画を策定するこれらの整備計画は、それぞれの橋梁の補修に係るものであり、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町財政にとりまして有利なものとなります。

まず、議案第40号、津留辺地の総合整備計画書を御覧ください。こちらは津留地区の針ノ耳橋及び仲江橋の経年劣化による橋梁補修を行うものでございます。橋梁補修の年次別計画につきましては、次ページの計画表のとおりでございます。

次に、議案第41号の野尻辺地の総合整備計画書を御覧ください。こちらは野尻地区の水上橋の経年劣化による橋梁補修を行うものでございます。橋梁補修の年次別計画につきましては、次ページの計画表のとおりでございます。なお、これら三つの橋梁補修につきましては、橋梁定期点検により補修が必要とされたものであることを申し添えます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第40号、津留辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について、議案第41号、野尻辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第42号 熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の制定について

○議長（佐伯金也君）日程第12、議案第42号、熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局審議員、村上純一君。

○教育委員会事務局審議員（村上純一君）議案第42号で提案いたしました熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定の理由及び目的としまして、令和3年9月に熊本県教育委員会、熊本県立高森高等学校、株式会社コアミックスと高森町で締結した高森高校マンガ学科設置に関するマンガを活用した高森高校の魅力向上に関する連携協定及び同年12月に熊本県教育委員会と締結した高森町の地方創生と高森高校の魅力向上に関する連携協定により、熊本県立高森高等学校マンガ学科で学ぶ全ての高校生が自らの夢に挑戦できる環境を整備することで、地域に係わりながら、地域活性化や地方創生に貢献できる人材を育成し、高森高校の魅力化を推進することを目的としております。当基金条例では、1、高森高校マンガ学科コースと連携した地域活性化及び地方創生に関する授業、2、高森高校マンガ学科の教育活動を支援し、魅力向上を図るための教育環境の整備に関する事業、3、南阿蘇鉄道を経由し、高森高校マンガ学科へ通学する生徒の支援について、第2条により対象事業を定めております。なお、第3条により基金に積み立てる額につきましては、本年4月から協定4社と協定事業の協議を進めている中で、必要な事業費を精査している最中でございます。

このことから協議の進行状況や高森高校の来年度及び再来年度以降の入学者等の情報を考慮の上検討し、今後の高森町一般会計補正予算において改めて予算を御提案しまして、御審議を賜りたいと考えております。

以上、条例制定内容の御説明を申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第42号、熊本県立高森高等学校魅力化推進基金設置条例の制定については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第43号 高森駅公園野外ステージ条例を廃止する等の条例について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第43号、高森駅公園野外ステージ条例を廃止する等の条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君）おはようございます。

議案第43号で提案いたしました高森駅公園野外ステージ条例を廃止する等の条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業の実施に伴い、高森駅公園野外ステージの解体撤去が行われたことにより、高森駅公園野外ステージ条例の廃止及び高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する必要が生じたので御提案いたしました。

お手元の議案第43号、高森駅公園野外ステージ条例を廃止する等の条例を御覧ください。第1条で高森駅公園野外ステージ条例の廃止を行い、第2条で高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。表の右側、改正前で使用を制限する施設として掲げている施設の（5）高森駅公園野外ステージを削除し、以降の番号を繰り上げる改正内容となっております。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第43号、高森駅公園野外ステージ条例を廃止する等の条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第43号、高森駅公園野外ステージ条例を廃止する等の条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第44号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第14、議案第44号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）おはようございます。

議案第44号で御提案申し上げました高森町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による第1号被保険者の保険料減免措置が令和4年度も適用されることに伴い、高森町介護保険条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。今回の一部改正で、附則第4項中の保険料減免措置の対象期間について「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」としていたものを「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改めるものであります。なお、減免の対象者の要件等の変更はございません。令和4年度も自治体ごとの保険料賦課総額に対する減免見込額が占める割合に応じて財政支援措置が行われます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。以上、御説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第44号、高森町介護保険条例の一部改正についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第44号、高森町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第45号 令和4年度高森町一般会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第15、議案第45号、令和4年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第45号で御提案いたしました令和4年度高森町一般会計補正予算第2号について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う職員の人件費等の補正を全体的に行っております。また、国や県の補助事業の交付決定を正式に受けたことにより、今回追加で計上した経費もあり、歳入歳出それぞれ2億7,602万8,000円を追加し、予算の総額を73億8,084万3,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。債務負担行為補正について御説明いたします。こちらにつきましては、今回歳出で計上いたしました地域おこし協力隊の車両リースについて、複数年契約を予定していることから令和5年度分の経費を債務負担行為として設定するものでございます。

続きまして6ページをお開きください。地方債補正について御説明をいたします。こちらにつきましては、今年度地方債を活用して実施する事業のうち、熊本県との協議の中で変更になった分について、今回限度額を変更いたしました。

10ページをお開きください。歳入について主なものを御説明いたします。第15款第2項国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種事業の国のほうからの補助金の分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして、現時点で総額4億4,703万円の歳入を予定しております。

11ページを御覧ください。第16款第2項県補助金につきましては、各種事業の県からの補助分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして、県の補助分、現時点で総額3億5,684万6,000円の歳入を予定しております。

続きまして、12ページをお開きください。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を2,101万9,000円、ふるさと応援基金を9,203万4,000円、企業版ふるさと納税地方創生基金を25万円をそれぞれ増額いたしました。第22款町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御説明したとおりでございます。今年度の借入総額は、現時点で5億8,030万円を予定しております。

続きまして歳出について御説明いたします。歳出につきましては、補正予算概要

書に沿って主要事業のみ御説明を申し上げますので、準備のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。いつものようにページのその項目の番号で幾つか抜粋して説明を差し上げたいと思ひます。

1番の高森マンガ魅力発信応援事業でございます。こちらにつきましては、来年の4月に開校予定の県立高森高校マンガ科を起爆剤として、町の交流人口の増加やさらなる活性化を促進するために、高森高校の今後行われるオープンスクールに併せて、エンタメ業界と連携した事業を実施するために737万円を計上したものでございます。具体的には、マンガ関連講座の実施が一つ、それとアーティストビレッジ阿蘇096区の見学、町内観光資源の体験や高森町の滞在に関する費用等の補助、支援等を予定しております。事業の財源には、熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用予定としており、その補助金の残りの部分には、ふるさと応援寄附金のエンタメ業界と連携したまちづくり事業に寄附をしていただいた分の中で活用を予定いたしております。

続きまして、2番の給水車購入事業について申し上げます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、給水車を追加導入するため2,340万円を計上したものでございます。今回の給水車の追加導入を行い、現在コロナ禍における渇水等の不測の事態や、非接触型で安心・安全な飲料水を迅速に配水できるように備えるとともに、コロナ禍で給水が必要な防災活動だったり消防活動、事業等に関して、非接触型のためにこの給水車をさらに追加してそれをしっかりやっていきたいと、幅広い活用の展開を図るところを予定いたしております。

続きまして、3番の外出応援臨時敬老祝い金支給事業について御説明を申し上げます。こちらにつきましても、地方創生臨時交付金を活用して実施予定の事業でございます。アフターコロナを見据えたところもそうでございますが、現在、高齢者の方の外出の機会がかなりやはり少なく、それを少しでも外出機会ができるように、それを目的として令和4年度、今年度に限りコロナ加算として敬老祝い金を8,000円加算いたしまして、合計1人1万円、トータルで1,679万円を計上したものでございます。また、88歳、100歳の方の支給につきましても、70歳以上の方々と一律の金額8,000円を加算することとしており、支給につきましては9月に各地区で開催されます敬老会で現金にて支給することを想定しております。

続きまして、5番の非接触型草原維持事業について御説明を申し上げます。これは新しいキャタピラ式リモコン付きハンマーナイフモアを1台購入するため500万円を計上したものでございます。これは最大の角度、斜面が45度まで切ることができます。超最新型でございます、これはまだ導入の実績が全国で大変多いわ

けではございません。まだ現時点で大変効果があるというふう聞いております。なぜこれを地方創生臨時交付金を活用して入れたいかと申し上げますと、当然、過疎化や高齢化という当地の事情もございしますが、併せてこの新型コロナ禍で人の密集を避けるために、草刈り等にもかなり支障が出てきているところでございます。そういうところでもですね、また野焼きに関しても同じでございします。少人数で集まらなくても効率的に活用できるように、リモコン等でもできるようにですね、そういう中で牧野組合等にも貸し出して、野焼きの際の火災の抑制を図ることにも一翼を担うのではないかとというふうに考えております。

続きまして、6番の町立学校給食費助成事業について申し上げます。現在、政府、国のほうもこの長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、物価高騰、さらに先行きが不透明なロシア、ウクライナ情勢によるこの資源の価格の上昇、またそれに伴う円安というところで緊急的な対策を政府、国も今行われている、そして国会で議論されているところでございます。当町といたしましては、保護者の方々の負担を軽減するため、町内小中義務教育学校の児童生徒に係る給食費について、令和4年度に限り7月から来年の3月分までの9か月分を無償化するため1,900万円を計上したものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、物価高騰対策分として追加配分された分を活用予定としております。

続きまして、7番のこども医療費現物給付事業について御説明申し上げます。こちらにつきましては、こども医療費助成について、令和4年10月から県内の医療機関において窓口での現金払いをなくすためのシステム改修等のため122万円を計上したものでございます。現在、18歳までの医療費につきましては助成を当町では全部いたしておりますが、町外、高森町以外のほとんどの病院では、一旦現金払いをしていただいて、役場にあとで申請手続きをしていただく。つまり後日に償還する運用を行っております。なぜ年度途中でのシステム改修と、そこをお願いを申し上げたいかと申し上げますと、各関係機関と協議を行って、そして確実にできるというところが10月からでというところでした。それと同時に来年の当初は骨格予算でございしますので、現在のコロナのこの感染下における密を避ける、そして役場に来なくてもいいというところも踏まえて、今回提案をさせていただいたところでございます。9月までの医療費に関してはこれまでどおりの手続きになりますので、この情報の徹底を周知して、そしてスムーズな移行ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、9番のふるさと応援イベント等フリースペース整備事業について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、ふるさと納税をされた方の意向に沿

った防災・観光対策に合致する事業でございます。令和2年度に熊本県解体工業協会による老朽空き家解体ボランティア事業により、家屋等3棟を解体した横町地区の土地について、フリースペースとして整備するため129万円を計上したものでございます。この土地は所有者の方の好意で町にと、無償譲渡、町所有になったわけでございますが、現状は土のままでございます。大雨の際には隣接地の土砂、土が流れていくのではないかとということも若干懸念されているため、今回鉄鋼スラブにより整備するもので、整備後は町民へのフリースペースとしてキッチンカーや青空市場の多くの幅広い使い勝手がいいようなかたちを目的として提案をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、11番のふるさと応援高齢者活動支援事業についてでございます。これはふるさと納税をしていただいた方の意向に沿った住民福祉の細かい政策に合致する事業でございます。以前、ふるさと納税で各公民館へ高齢者の福祉推進のためにふるさと納税高齢者専用椅子を今配備させていただいております。大変この4、5年間ですか、好評をいただいております、各地区で管理をさせていただいて貸し出し等もされているところもあるかというふうにお聞きをいたしております。ところが、この座椅子に対する既製品のテーブルの机というのは、非常に逆に言うと負担がかかる、お弁当を食べたり会議をしたりするときに、高齢者の方がちょっと前かがみになるということで、33センチの高さ以上の会議用のテーブルというのは、次はものすごい高い高さになります。間が全く既製品ではございません。ということで、この高齢者専用の座椅子に合わせたテーブルを配置するためには、唯一あるのが5段階の調整が可能な折り畳み座卓テーブルというのがございます。それになると定番の約33センチの高さから43、53とその間ぐらい、5段階で高さが可能になります。これを無償で、当然椅子も無償で配備させていただきましたので、ふるさと応援事業で配備したいなというふうに考えております。これによってこれまでよりも楽な姿勢で座っていただくことができますし、行事などにより参加しやすくなって、外出の機会も増えるのではないかと思います。また、多くの地区、数か所の公民館の落成祝い等々にも行きまして、駐在員さんのお声だったり、区長さんのお声からも同様の意見が大変出ておりましたので、それから以降探し回りました今回計上をさせていただいたということでございます。

続きまして、12番のふるさと応援福祉向上事業について御説明を申し上げます。これも使途の意向に沿った住民福祉の細かい政策に合致する事業でございます。これは高齢者等の福祉向上のため、高森町役場、庁舎及び高森総合センター、そしてまた今年度大規模なりリニューアルを予定している高森湧水公園内の車椅子を全てリニューアルをさせていただきたいと思っております。導入する新型の車椅子は、ノーパン

クタイヤのものを予定しており、これにより利用者の安心・安全、また利便性を担保してまいりたいというふうに考えております。

13番のふるさと応援通いの場活性化事業について御説明を申し上げます。こちらにつきましても、ふるさと納税の使途に沿った住民福祉・防災福祉等の防災等による細かな政策に合致する事業でございます。現在、各地域に配置をさせていただいております10名の集落支援員さんについて、いつもこの役場の課の中に入って、立ち話での会議であったり、会議室が空いてなくて細かい打ち合わせがなかなか時間的に全員が揃ってできるということが非常に調整が難しく、毎回毎回担当課も苦慮しているところでございます。役場から最も近い公民館である昭和公民館の横の介護拠点所の別館のほうに全体的な会議ができたり、役場の職員も近いわけでございますので、そちらで全体会議、ミーティング等をするほうがより効率的であるというふうに考えております。そのための備品、必要なものを導入するための150万円を計上したものでございます。会議拠点のこの環境等をやはり整備することによって、各地域の情報収集や研修を充実させることにつながり、集落支援員の資質向上もそうでございますが、そもそもの目的である各地域からの住民の皆さん、代表の駐在員さん、区長さんの声をきちんとしたかたちの、行政的な政策提案にそこをつなげていくという集落支援さんのそもそものお仕事をより充実させたいというふうに考えております。また、これは県の補助金で全額補助金の介護拠点整備事業で行っておりますので、本来の介護拠点事業所の目的を外さない備品等を選択する予定でございます。

続きまして、15番のふるさと応援観光客等安全対策臨時補助金事業について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、ふるさと納税の一番の使途意向に沿った観光対策でございます。このアフターコロナが、出口が若干見えかかっている現状を踏まえまして、この高森町もそうでございますが、阿蘇への入り込み、つまり観光の本格的な復興の実現に向けて、その手前に町内の地域住民自らが連携して、地域の中で連携していただいて、観光客との安全を確保するための整備や計画、設計に要する経費に対して全額を助成するため1,500万円を計上したのになります。観光客等の安全を確保することで、当然交流人口の増加や南阿蘇鉄道の復旧後の観光入込客の増加を図ることがさらにこれが担保できるのではないかとということで、事業対象となるために要件を設けさせていただきましたが、やはりアフターコロナ時の急激な観光等の増加が見込める地域や、場所を複数箇所選定する予定としております。

以上、御提案しております補正予算についてその概要を御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、10分ほど休憩を取りたいと思いますがよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）それでは、11時20分から再開をいたします。10分間休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）お疲れでございます。私のほうから3点質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、建設課長にお尋ねしたいと思います。今回配付されました予算書を見てみますと、10ページになりますけども、10ページの一番下、土木社会資本整備総合交付金、3月に予算を上程されて歳入額の予定を立てられていたんですが、8,453万8,000円という減額ということで、これを見たときに何か工事を予定されていたのをやめられるのかなと私は思ったんですが、そのあと歳出を見てみますと、何ページだったですかね、予算の組み替え、最終予算の組み替えがなされております。これはどこの部分が要するに国庫補助金が入らないようになったのか。また、これは大変なことと私は思うんですが、入るべくして予算を組んでいた予算が入らなく、借金をしなければならない。こういう事態を私今までの議会の中では見たことありません。最終的には、町の持ち出し分、要するに多分過疎債かなんか活用されると先ほど言われましたから、過疎債でも全額は来ませんよね。最終的には二重なり三重の自己負担が出てくると思いますよ。当初、国から来る予算をあてにしていたのが、最終的には町の持ち出しが出てくると。こういうことは多分なかったと私は思います。このいきさつをお聞かせ願いたい、これが1点。

それから2点目は、私の関係する部署であります議会事務局。この予算書を見ますと新たに職員を雇うような予算計上をしてありましたが、おかしいなと思って3月の当初予算を見てみますと、議会の職員さんは現在2名と。3月の当初予算では1名分しか計上してないから、今回あと1名分を追加されたと私は承知しておりますが、局長さん、それでいいのかどうかをお聞かせいただきたい。

3点目です。3点目は、ポイントチャンネルの事務局長にお伺いしたいと思いま

す。ポイントチャンネルにつきましてはアンケート調査が事前にされていると思っております。町民の中から、どういう結果であったのかいろいろその結果を知りたいという方もたくさんお出ででございます。このあとどういふかたちで報告をされるのか。また、そのアンケートの中でどういった改善点が示されているのか、概略でいいですからわかる範囲内でお答えいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）後藤三治議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、補助金の大幅な減額ということでございますが、要因といたしましてはこの防災安全交付金、社会資本整備交付金でございますけれども、この道路改良等を、道路整備に関する関係の補助が大幅に減額されております。これは県内全市町村一律、一律というわけではないですが、県内全市町村減額をされております。ちなみに昨年度、県下で昨年度の実績よりも9割弱、昨年度実績9割弱という数字で県下全体でも減らされているということです。その中で高森町についても要望させていただきました6路線でございますけれども、この6路線分全体下がっております。要望額の約3割程度しか補助、交付金が付かなかった、今の現時点の内定分はですね、そういうことでございます。

私ども当初予算で御提案し、議会の議決をいただきましたその事業につきまして、基本的には執行していかなければならないと、執行する義務があるというふうに思っておりますが、このように道路改良等で大きな事業につきまして、そのあてにしていた補助金、交付金が大きく減った場合の対応ということでございますが、補助金の減額分について起債、過疎債と辺地債になりますけれども、今回この過疎債、辺地債を有効に活用させていただいて、その減額分を補えるようなかたちでの御提案とさせていただきます。と言いますのも、なぜ今年度補助が減らされてでもやらないといけないのかと言いますと、前回3月の定例会でも御説明しましたが、橋梁の補修ですね、これが今年度は9橋の設計でございますけれども、来年度以降はこれの、来年度も設計する分はございますが、今年設計をした分を来年度以降に補修と、架け替えもございます。現時点の見込みでは、来年度橋梁だけで2億3,000万円ほど必要になるという試算をしております。そういうこともございますので今年度当初で計画させていただいた分については、補助が減ったとしても起債を活用させていただいてやりたいと、やらせていただきたいと。当然借金は増えます。後藤議員、御承知のように交付税措置があったとして借金としては残るということでございますが、ざっと私が今回試算をさせていただいたところだと、当初は今回減額された社公金、防災安全交付金の減額分6線を当初予定の補助でいった場合、

補助裏には起債を活用しますが、最終的には町の負担は概算で2,100万円程度というふうに見込んでおりました。これは充当率100%で過疎債については交付税措置70%、辺地債については交付税措置80%というところで見込んだところでございます。今回交付金が減額されたことによりまして、その分を過疎債、辺地債増額ということで充てさせていただきますと、私の試算では最終的な持ち出しは約4,000万円程度と、過疎債、辺地債の交付税措置分を充てさせていただきますということですね。ということで、最終的な町の負担につきましては、そこまでいかない。一時的に起債の残高は増額しますが、来年度以降のその先ほど言いました橋梁関係、大きな事業が待っていますので、それを考えるとやらないといけないというふうに考えて御提案させていただいたところと、もう一つは今回6路線の、一つは維持のアスファルトのやり替えということになるんですけど、6線の中の4つの路線は継続事業、いわゆる今まで工事をやってみて、そこからやったところは広いんですけど、そこから先は極端に狭くなっている道路、これが4路線ございます。そこについても継続事業ということで、早めにやる必要があるというふうに考えていることと、もう1つの路線は、幹線道路からの入り口のところの進入の段差が大きいということと、途中で防火水槽があってその段差も大きいのがあったり、あるいは補修を何回もやってコンクリートの上にアスファルトを打っているような形跡もあって、そこも今年度やりたいということがあります。それともう一つは、今度、今大きな事業としてやっております高森高校の寮の関係ですけども、あそこの寮の前の道路ですね、あそこも今年度早期に着手して、通学路、高校生の通学路、特に高校生の通学路にもなりますので、早急な事業着手、そして数年後になると思いますが早期の完了が必要ということ、そういう総合的に勘案しまして、今年度当初予算で御提案させていただいて、財源が変わったとしても執行させていただきたいというところで御提案をさせていただいたところでございます。私からの説明は以上です。

○議長（佐伯金也君） 議会費についての給与の問題は、総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君） 5番、後藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

お手元の予算書14ページの件でお尋ねのことだったと思うんですけど、4月の人事異動に伴いまして職員の年齢ですとか人数ですね、それに伴います給与等に差異が生じる場合、直近の議会のほうで調整を行ってこういった補正をかけるわけでございます。ですから議会のほうは増えておりますけれども、その下の総務課を見ただくとわかるんですけど、総務課の金額というのは非常に減っております。これは年齢構成と職員の分布ということで調整をいたしますので御理解いただきたい

いと思います。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）TPC事務局長、二子石誠君。

○TPC事務局長（二子石誠君）おはようございます。5番、後藤議員の御質問にお答えします。

高森ポイントチャンネルに関するアンケートについてですが、3月に実施しまして、現在集計まで終えている状態でございます。ちょっと簡単にここで結果の内容的にお話をさせていただきますと、こちらからアンケートを発送したのが全世帯2,887世帯でございます。そのうち回答があったものが1,029通、回答率としては大体36%ぐらいの回答率となっております。また、そのうちインターネットでの回答が146件程度いただいております。

このアンケート結果につきましては、これからTPCの放送でも放送をしていきたいと思っておりますが、現在アンケートの中でいただいた感想や意見ですね、こちらにつきまして、大体約450件程度上がってきております。この意見等を詳しい内容を確認、分析等を行いまして、まずは職員のほうにも周知をしまして、関係する部署と連携しながらよりよい番組づくりに向けて対応をしていきたいと思っております。できればこの意見全部に対して回答はできないとは思いますが、何件かつまみながらテレビのほうでもこれから周知、お知らせをしていきたいと思っております。

それと意見の中でどういうものがというような内容だったかと思っておりますが、ひと通り目は通しておりますが、お褒めのお言葉やちょっと厳しい御意見とか、また提案みたいなかたちで御意見をいただいておりますが、特に懐かしの高森お宝映像という、今昔の高森の町並みとかお祭り、そういう番組を流しているのも、やはり昔の風景とかが見れてすごい懐かしみを感じるという御意見が多かったように思います。このことを踏まえて、やはり今の私たちが行っている取材、撮影等については、やはり高森町の貴重な資料となり、今後財産となっていくということを改めて認識をしたところでございます。そのほか、御意見の中でこのTPCというのはほかの市町村にない取り組みであるのでうまく活用して欲しいという意見等もございました。ですので、今回この一つ一つの意見を参考にしながら、よりよい番組づくりに努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）5番、後藤議員の御質問の防災安全交付金に関して、これはお間違えがないように私のほうからはっきりお伝えさせていただきたいと思っております。

議員のお言葉の中で前代未聞というか、過去に議員も経験がないと、私もございません。まず、議員の皆さんにお一人お一人にこれは認識を持っていただきたいん

ですが、草村町政12年間で防災安全交付金等が減額されたことはほぼほぼありません。ですので経験がないとおっしゃられたと思います。しかし、議員はその前に行政経験が長いわけでございます。その前は道整備交付金というのがございました。12年以上前の予算書をぜひもう一回お読みになって、読み込んでいただきたいと思います。高森町はほぼほぼ起債で道路事業をなされていたわけでございます。草村町政になって12年間、国からの補助金、もしくは県からの補助金、残りの分を起債というところで職員頑張っただけでまいりました。ですので経験がないというところです。今回、石橋さんが国土交通省からお見えになられております。その前が来ていただきましたが、6,000人から7,000人ぐらいの自治体でこれだけ防災安全交付金が満額ついている自治体というのは、私はあまりないのではないかなと思っております。つまり、12年前から過去のやり方と同じように全てを起債、もしくは道整備交付金の残りの分を起債、それか現金というやり方をやってきたとするなら、もっと起債は増えているのではないかなと思っております。今回、岩下課長の答弁にありましたように、県内の自治体軒並みほぼほぼ大幅ダウンの中で、約3割の交付金を県からいただいております。そして今後補正もあるというふうに予想いたしております。そして最大の要因は国土強靱化計画の中で、壊れる恐れがある橋梁について、各自治体からこの年度限定で国のほうが情報を出しなさいと、出した上でこれをやりなさいという中で、高森町は阿蘇郡市の中でも橋梁も結構ある自治体でございます。橋梁の分の社会資本整備交付金は、逆に言いますと多分満額に近い分、高森はついているのではないかなというふうに考えておりますので、国からの交付金に関しても今後やはり温かくバックアップしていただいている当局も苦慮なされておりますので、補正予算等があれば速やかに動いて、できる分だけ頑張らせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）今、担当並びに町長のほうから御説明いただきました。私はなにも工事をするなということを行っているわけではございません。先ほど建設課長が言われたとおり、来年度からもまた工事が増えるという中で必死になって今事業を進めていると、それは当然、議員皆認めております。そういう中で今回8,000万円というのは1億円に近い交付税が減額されたということで、先ほど私が言ったように、町長も述べられましたが、今までは起債が主流だったからそういうのがなかったから多分初めてだろうということでありましたけれども、そういう中でそういう状況があるのであれば、なるべく少なめにそういう交付税等は見込んで、最終的実績のときに、5月になって上がる分については私たちは歓迎するものでありますから、そういう仕組みをとっていただいたほうがいいのかと私は思った次第で

あります。いきなり3月に上程されて、3か月後に交付税が減額ということでは、ああ今までそういうことはなかったなど。12月、あるいは臨時会で交付税の実績がこうだったという報告はいただきますが、まだ3か月しか経っていないのにいきなり減ったということが私は非常に気になりましたので申し上げたところでございます。

それから、議会の給料につきましては、先ほど総務課長のほうから4月の異動に伴う差額ということですが、差額にしては700万円です、すべて合わせて。全く2対2の異動でしょう。例えば何十万円か、百万単位ぐらいは年齢層によって変わるかもしれませんが、700万円となりますと1人分ですよね。私もだから3月の当初のあれを見たんですが、給料は400幾らしか計上してなかったと私は記憶しております。ですので多分1名分だと思いますので、やっぱり職員を配置するならば当然予算はついて、一緒についてこないとあとでなかったから上げるということではいかがかなと思いましたので申させていただきました。

それから、TPCにつきましては、今集計をされて近日中にTPC等で結果報告をされるということですので、町民の方も待っておられると思いますので、わかりやすい集計結果になるようお願いをしたいと思います。以上で終わります。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）4番、牛嶋です。私のほうはこの概要書に沿って5点ほど確認をしたいと思います。

まずは、2番の給水車購入事業、現在2台の給水車がございます。私も水資源対策のほうの特別委員長をやっておりますのでちょっと興味がありますが、現状の活動状況等がある程度でよろしいですが、どの程度の活動をやっていて、あと1台やっぱり増やしたがいいかなというような状況になったというか、そのあたりの内容をちょっと伺いたい。

それと、3番の外出応援臨時敬老祝い金事業、これは一律8,000円、この8,000円という金額がどこから出たか、根拠を伺いたいなと思って、お願いいたします。

それと、13番の集落支援員の活動拠点ということで、昭和地区公民館の別館がございますが、ここは介護支援のほうで確か倉庫でつくられたと思います。それは別に介護拠点のほうで利用するものだから大丈夫かと思いますが、これは昭和地区の地区民の了解が取れた上での拠点事業になるのか。議会がこれで同意して、議会が承認したから使うということであれば、地区民の方に議会としての報告をですね、内容が変わってくるかと思っておりますので、一応昭和地区の地区民が了解をしているということを確認したいと思います。

それと、15番、観光客の安全対策ですね、これはちょっと内容を、どういう内容をやるのか。安全対策という大まかなくくりではちょっと内容がわかりませんので、どういうことをやると補助金が出ると、大まかな対策ですね。安全対策はどういうことをやるとこういう補助金が出ますと、大雑把でいいですが例を上げていただくと各施設も申請がしやすいかと思っておりますので。

それと最後に、17番、町営学生寮の備品等がございます。今現在、町営学生寮、高森高校寮跡はまだ現状のまま、また職員住宅も現状のまま、何一つ行動が起こされておきませんが、そういう中でこういう備品等を先に予算立てされるということは、現状としてちょっと早いなと思ってですね。これは今寮の進捗状況を大まかでよろしいですから、どのような進捗状況か、来年度の新年度の開校に間に合うのか、そのあたりを大雑把でよろしいですが伺っておきたいと思っておりますので、以上5点、担当課のほうよろしく答弁をお願いします。

○議長（佐伯金也君）建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）牛嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。

給水車の購入につきまして、現在の活用状況ということでの御質問です。本年2月に納車されまして、それ以降各地区の給水作業に行っております。3か所、片山地区の給水、市野尾地区、高尾野地区、そういったところへの給水活動、これ実際私も給水活動に行ったりしております。以前の、これが入る前は以前は500リットルの黄色いタンクがありますが、あれをトラックに何台も乗せて、何回も給水活動をやっていましたが、人的な負担と時間の負担、各段何倍も、何十倍と言ってもいいぐらいすごく活用させていただきそういったところへの給水作業をさせていただいています。そういったところは、一つは地下水の低下が主な原因のところが多いんですが、ほかのところでも地下水の低下というのは今後も続いてくるかもしれませんというところで今回提案をしておりますが、活用状況でほかにもございますが、例えば野焼きのときに延焼を防止するためのジェットシューターへの給水活動をするためには2トン車が有効に活用させていただいております。それから鍋の平キャンプ場、これも別の課の所管になりますけれども、鍋の平キャンプ場の、あそこも水不足がございます。あそこでも何回も十何日延べでいくと行っておりますが、そちらへの給水も行っております。また、これは貸し出しですけれども、御存じだと思います。南小国町で濁り水が出たという新聞とかテレビで報道がありました。そういうこともありまして、南小国町への貸し出しも行っておりまして、この給水車につきましてははすごく有効に活用をさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（佐伯金也君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

外出応援臨時敬老祝い金事業につきましては、今回8,000円の一律加算ということで御説明いたしましたが、この根拠ということでございます。基本的な敬老祝い金、70歳以上の方に毎年お渡しいたしておりますが2,000円ということでお渡しをしております。70歳以上の方が2,000円、88歳の方が1万円、100歳の方が5万円ということでお配りをしてしておりますが、ほとんどの方が2,000円ということになります。ですので大多数の方に向けて切りのよさ、わかりやすさを考えまして1万円ということを設定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）4番、牛嶋議員の御質問にお答えします。

昭和区の了解は得ているかということなんですけど、了解は得ております。集落委員さんの了解も得ております。以上です。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

観光客等安全対策臨時補助金の補助金事業の整備内容でございますけども、具体例としまして、観光客等が多く訪れられる観光場所の駐車場とか、その周辺の安全柵の設置等の整備を予定しております。以上です。

○議長（佐伯金也君）教育委員会審議員、村上純一君。

○教育委員会審議員（村上純一君）牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず、町営寮の進捗状況ということで、年度当初に入りまして発注の準備を進めておりました。6月7日に指名競争入札で入札を執行したところ、指名業者全社から辞退届が提出されまして入札が不調に終わっております。この要因としましては、私どもが令和3年度に積算した設計の単価から原油高ですとか、世界の経済情勢ですとか、コロナによる影響、そういった部分でこれまでに単価がですね、私が調べたところによるとやはり20%から30%合わない状況が出ております。そういった中で今回の備品の予算の提案なんですけど、やはり見ていただくと家具ですとか、そういった部分の木材の調達、ウッドショックの影響が続いていたりですとか、このルームエアコンもですね、この夏酷暑になれば物が全然入らない状況が予想されております。ですのでこのタイミングで予算を確保させていただいて、できるだけ早い段階で物品を調達して、来年の4月に学生が入れるように、年度のこの早い段階から準備したいという思いでございます。

また、牛嶋議員のお話の中で女子寮の件ですね、今教職員住宅が今3棟建っているんですけど、これは県の教育委員会工事の発注で今年の10月までに解体が

される予定となっているとお聞きしております。以上です。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）補足をさせていただきたいと思います。牛嶋議員が御質問なされた給水車については、これはあくまでも新型コロナウイルスの感染症対策のためです。要は密集しない、非接触をいかなる防災活動、防火活動のときもコロナに対する対策ということでコロナ臨時交付金を使わせていただいておりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

それと昭和公民館につきましては、現状で既にもう集落支援員さんも入られて活動なされておりますので、その節に区長さんにはその御説明はしているところでございます。今後議会で予算が承認されたあとに、かなり頻繁に集まれて昭和区の会議をなされておりますので、その席できちんとした御報告を、最終的な御報告をさせていただきたいと思っております。

あと観光地に関しましては、岩下課長が答えたとおりでございますが、今回の補助金を見ていただくとお分かりになられます様に、あくまでも地域の方が自主的に、要はここはちょっと危ないぞと、ここはこういうふうにした方がいいというところを課題として取り上げられているところに、そこがやっぱり最優先になる。つまり地域で安全対策をやっていききたいという意向が強くなる、その提案をしていただくところが今回の対象に一番になるのではないかなと思います。その上でそれが観光客対策、もしくは観光客の車の対策だったり、歩行者に対する対策だったり、看板等の落下の対策だったりとなるのではないかなと思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）4番、牛嶋です。ありがとうございます。私からの質問は、町民の皆さんがこのあたりを聞きたいんじゃないかというところを掘り下げて伺っておりますので、答弁のとおり、いろいろ情報をいただいたので、これである程度は町民の皆さんも御理解をいただけるんじゃないかと。我々に直接相談等もございませうが、こういう話をやっていければいいかと思っておりますので、ぜひ全部活用ができるようになればいいかと思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）2番、津留智幸です。ひと項目だけお聞きします。先ほど牛嶋議員からも質問がありましたが、外出応援臨時敬老祝い金事業ですが、個別に金額を増やしてお年寄りの方も経済活動をしていただくということはとてもいいことだと思います。また、敬老会なんですけども、現在各地区で主催して、それぞれの趣向を凝らした敬老会が行われておりますので、その各地区に対する敬老会主催されている地区に対する補助の内容、こういった支援を現在しておられるのかお聞きした

いと思います。

○議長（佐伯金也君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）2番、津留議員の御質問にお答えいたします。

敬老会開催に係る地区への援助と、補助といえますか、そういった状況についてでございますが、まず敬老会開催費用の基本料金としては、対象者数に応じて基本の金額をお渡ししております。例えば、20名以下ですと5,000円、21名から50名ですと1万円、51名から100名ですと1万5,000円、101名から200名ですと2万5,000円、201名以上で3万円という基本の金額を設定しております。それに加えまして、敬老者1人に対して1,650円の加算を加えて、各地区にお配りをしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）1人当たりの単価を設定して、各集落に配付しているということで有難いことです。コロナ禍でなかなか家族と面会する時間がなくて、ましてや遠方に出ていらっしゃる孫さん、ひ孫さん、子どもさんたちがおじいちゃん、おばあちゃんたちの元気な姿を見る機会がないという中で、遠方の家族の方に元気な姿を見ていただこうと、じゃあそれをどうやったらそのことができるかということで、ちなみにうちの集落なんですけども、公民館にせつかくオンライン会議システムが入っておりますので、それを利用して遠方の方とリモート会議といえますか、敬老会の模様を伝えようとか、そういった試行錯誤しながら元気な姿を伝えていきたいと思っておりますので、ぜひそういった面でも経費の面で、役場から助成がいただけると非常に有難いと思いますので今後ともよろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君）ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。続けてよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）それでは、続けさせていただきます。

-----○-----

日程第16 議案第46号 令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第16、議案第46号、令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提出理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君） 議案第46号で御提案いたしました令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算の主なものは、人事異動に伴う給与等の減額と国保ヘルスアップ事業補助額の上限引き上げに伴う交付金の増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので提案させていただきま

す。1ページをお開きください。今回の補正は、規定の予算から136万9,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ10億6,958万円といたしました。

歳入歳出の主な予算について御説明申し上げます。6ページをお開きください。第6款県支出金、第1項第1目保険給付費等交付金、第2節特別交付金として、国保ヘルスアップ事業拡大に伴う交付金として187万8,000円を増額しております。

次に、7ページの歳出になります。第6款第2項第1目については、歳入でも御説明申し上げましたが、国保ヘルスアップ事業拡大に伴い、人件費等を187万8,000円増額しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議案第 47 号 令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第 17、議案第 47 号、令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君） 議案第 47 号で御提案いたしました令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算の主なものは、国の一体化事業費補助金の上限引き上げに伴う事業収入の増額について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案させていただくものでございます。

1 ページを御覧ください。今回の補正は、規定の予算に 38 万 7,000 円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ 1 億 2,452 万 9,000 円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。6 ページをお開けください。第 5 款第 4 項第 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入で、高齢者と保険事業と介護予防の一体的事業に係る受託収入として 31 万 5,000 円を増額をしております。

次に、7 ページの歳出につきましては、歳入と同額分を第 1 項総務費、第 1 目一般管理費で増額をしております。

以上、説明申し上げましたがご審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号、令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 議案第 48 号 令和 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第 18、議案第 48 号、令和 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康

推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第48号で御提案いたしました令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算の主なものは、保険給付費等の増額に伴い、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案させていただくものでございます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、規定の予算に4万8,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ10億4,058万9,000円としました。

6ページをお開きください。歳入について御説明いたします。第6款第1項第4その他一般会計繰入金について、事務費等の繰入金4万8,000円を増額しております。

次に、7ページの歳出につきまして、第2款第4項第2項高額医療合算介護サービス等費において、5月末に高額な支払いがありましたことにより、年度末までに予算が不足することが見込まれるため、今回80万円を増額いたしました。最後に8款予備費で、予算の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第48号、令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 休会の件について

○議長（佐伯金也君）日程第19、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。6月14日、6月15日、6月16日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、6月14日、6月15日、6

月16日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでございました

-----○-----

閉会 午後0時11分